

指名停止等の運用状況一覧（物品購入等）

業者名	本社所在地	指名停止期間	開始年月日	終了年月日	該当事項（※）	理由
(株)メディセオ	東京都中央区八重洲 2-7-15	2ヶ月	令和4年4月26日	令和4年6月25日	第3条3項及び別表第5号 (独占禁止法違反行為) (指名停止の期間の特例)	独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和4年3月30日に違反事実の認定を行ったため。
(株)西原環境	東京都港区海岸 3-20-20	1ヶ月	令和4年7月8日	令和4年8月7日	別表第9号 (不正又は不誠実な行為)	西原環境株式会社は、令和3年8月19日、愛知県豊橋市いづみが丘処理場内において、労働者に水量確認作業等を行わせるに当たり、必要な安全措置を講じなかったことから、労働安全衛生法違反により、令和4年5月23日、同社と同社の使用人が豊橋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
Dynabook 株式会社	東京都江東区豊洲 5-6-15	4ヶ月	令和4年10月21日	令和5年2月20日	別表第5号 (独占禁止法違反行為)	広島県教育委員会又は広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等において、計11社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会は、令和4年10月6日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
中外テクノス株式会社	広島市西区横川新町 9-12	4ヶ月	令和4年10月21日	令和5年2月20日	別表第5号 (独占禁止法違反行為)	広島県教育委員会又は広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等において、計11社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会は、令和4年10月6日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
西日本電信電話株式会社	大阪市都島区東野田 町4-15-82	2ヶ月	令和4年10月21日	令和4年12月20日	第3条3項及び別表第5号 (独占禁止法違反行為) (指名停止の期間の特例)	広島県教育委員会又は広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等において、計11社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会は、令和4年10月6日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 (西日本電信電話株式会社については、課徴金減免制度により課徴金が免除された。)
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田 駿河台四丁目6番地	2ヶ月	令和4年11月10日	令和5年1月9日	別表第5号 (独占禁止法違反行為)	愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、上記業者が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令又は違反事実の認定を受けたため。

株式会社ノラスト	東京都港区港南一丁目7番18号	2ヶ月	令和4年11月10日	令和5年1月9日	別表第5号 (独占禁止法違反行為)	愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、上記業者が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令又は違反事実の認定を受けたため。
望月砂利興業株	富士市横割4-3-24	1ヶ月	令和4年11月25日	令和4年12月24日	別表第10号	望月砂利興業株式会社の取締役役に就任した者が、刑法第208条(暴行)の罪により、令和3年2月23日に富士簡易裁判所から罰金7万円の刑を受け、同日、その刑が確定した。
水道機工株式会社	東京都世田谷区桜丘 5-48-16	1ヶ月	令和5年3月10日	令和5年4月9日	別表第9号 (不正又は不誠実な行為)	水道機工株式会社は、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所や工事現場に配置していた。また経営事項審査において、虚偽の申請を行っていた。これらのことが建設業法第28条第1項本文及び第1項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、関東地方整備局長より、監督処分(営業停止及び指示処分)を受けたため。
株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘 5-48-16	1ヶ月	令和5年3月10日	令和5年4月9日	別表第9号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社水機テクノスは、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所や工事現場に配置していた。また経営事項審査において、虚偽の申請を行っていた。これらのことが建設業法第28条第1項本文及び第1項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、関東地方整備局長より、監督処分(営業停止及び指示処分)を受けたため。

※ 法令違反の事実を認定・確定した時点を、措置の基準日とするため、同時点における“富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領”を適用しています。